

●香川県告示第391号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成21年8月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量
港湾環境整備施設 (緑地)	シーフロントプロムナード	高松市サンポート8番	面 積 6,500m ²